

クラウド型セキュリティサービス調達業務仕様書

1. 業務の名称

クラウド型セキュリティサービス調達業務（以下「本業務」という。）

2. 背景と目的

鳥取県では、県立学校と市町村立学校は、インターネット接続や各種のシステムの運用のため、共通の教育ネットワーク（以下「Torikyo-NET」という。）を利用している。

また、令和3年4月からは、ギガスクール構想による児童・生徒用1人1台端末の授業等での利用が開始されることから、インターネット利用の増大に備え、Torikyo-NETを経由し高速通信ネットワーク（SINET）への接続を予定している。

今後の端末利用の多様性を踏まえ、危険なプログラム等が含まれるWebサイトの閲覧を未然に防止するため、クラウド型セキュリティサービスを導入しセキュリティ対策を講じるものである。

3. 借入期間（ライセンス期間）及び納入期限

(1) 借入期間 納入の日から令和8年3月31日までの5年間

(2) 納入期限 令和3年4月30日

4. 本業務の範囲及び概要

クラウド型セキュリティサービスのライセンスを調達する。

5. 納入物及び納入場所

(1) 納入物

本業務の納入物を下表「納入物一覧」に示す。

納入物一覧

項番	納入物	部数	納入方法
1	ライセンス証書	1部	—
2	ライセンスの利用説明書	1部	電子データ（ワード、エクセル又はパワーポイント）を電子媒体（CD-R又はDVD-R）に格納すること。

(2) 納入場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県教育委員会事務局教育環境課

6. 前提条件

(1) 利用環境

クラウド型セキュリティサービス（以下「セキュリティサービス」という。）は、現行のTorikyo-NETにおいて利用が可能なものであること。なお、Torikyo-NETの概念図は、図1「ネットワーク概念図」のとおり。

(2) セキュリティサービスの対象となるパソコン及び端末

ア Torikyo-NETに接続されたパソコン及び端末（以下端末等）のうち、生徒系ネットワークで利用する以下の端末に適用する。

①県立高校及び特別支援学校の教室及び情報室のパソコン（有線回線接続）

②県立高校及び特別支援学校のタブレット端末（児童生徒及び教職員）

なお、②のタブレット端末の一部は、学校外からインターネットにアクセスする場合がある。

イ 県立高校においては、BYAD等による私物端末にセキュリティサービスを適用する場合がある。これらの私物端末は、学校外からインターネットにアクセスする。

(3) 利用者数

ア 県立学校の教職員数 2, 153人

イ 県立学校の児童・生徒数 12, 128人

なお、ライセンス借入期間中に教職員数又は児童生徒数の変更があっても、契約額の変更は行わないものとする。

(4) ライセンス経費

ア ライセンス経費の総額は、3(1)の借入期間(5年間)における(3)の利用者に係る総額(消費税及び地方消費税等の額を含む。)とする。

イ ライセンス経費の総額を(3)イの県立学校の児童・生徒数で除した児童・生徒1人当たりのライセンス経費(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「ライセンス単価」という。)を算定すること。なお、ライセンス単価に(3)イの県立学校の児童・生徒数を乗じた額はアのライセンス経費の総額と一致すること。

ウ 本業務の受託者は、下表「教職員数及び児童・生徒数一覧」に記載する市町村とセキュリティサービスの調達業務(ライセンス借入期間5年)について随意契約を締結する。

なお、その際の単価はイのライセンス単価によること。

市町村は、当該経費に係る予算を令和3年度当初予算として議会に提案しているが、予算が成立しなかった市町村においては、当該市町村とは契約締結は行わないものとする。

エ 市町村との契約額は、ライセンス単価に各市町村の児童・生徒数を乗じて得た額とすること。

教職員及び児童・生徒数一覧

自治体名	教職員数	児童・生徒数
鳥取市	1,521	14,371
米子市	989	11,487
倉吉市	428	3,561
境港市	261	2,471
岩美町	100	716
八頭町	156	1,210
若桜町	39	119
智頭町	62	408
湯梨浜町	127	1,385
北栄町	139	1,173
南部町	110	774
伯耆町	137	814
日吉津村	34	211
大山町	155	1,078
日野町	41	117
江府町	33	121
米子市日吉津村中学校組合	40	431
合計	4,372	40,447

県立学校分を含む総数 教職員数：6,525人 児童・生徒数：52,575人

7. 本業務の仕様

以下の仕様を満たすクラウド型セキュリティサービスを導入すること。

(1) 必須要件

- ア マルチデバイス対応であること。
- イ クラウドサービスで提供されることとし、サーバ構築等のハードウェアの設置が不要であること。
- ウ Windows/macOS/Chromebook 等のモバイルPC用のローミングクライアントソフトウェア等の提供により、端末の持ち帰りに対応していること。
- エ カテゴリフィルタリングができること。
- オ マルウェアに感染する可能性がある URL や改ざんされたサイト、感染後のマルウェアが通信する URL のブロックができること。
- カ カスタマイズ可能なブラックリスト、ホワイトリストを提供可能なこと。
- キ モバイルユーザ/デバイス単位でポリシーを適用できること。
- ク アクセスログをクラウド上で確認できること。
- ケ 設定からデバイスのポリシー更新までクラウド（ブラウザ）で一括管理できること。
- コ データセンターが冗長化されていること。

(2) 任意要件

- ア 端末等に関するもの
 - セキュリティサービスの対象となる端末等を用いて学校内外でインターネット通信を利用する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ①セキュリティサービスを導入する際に、発注者又は利用者の作業負担が少ないこと。
 - ②セキュリティサービスの導入に伴う、本業務以外の新たな経費負担が少ないこと。
- イ ネットワークに関するもの
 - ①図1の構成を極力変更しないこと。
 - ※Torikyo-Net では、プロキシサーバーへの負荷分散のため、特定の通信については、クラウドプロキシによりプロキシサーバーを経由させない構成を予定しているため。
 - ②セキュリティサービスを導入する際に、発注者の作業負担が少ないこと。
 - ③セキュリティサービスの導入に伴う、本業務以外の新たな経費負担が少ないこと。
 - ④セキュリティサービス導入後の運用管理が容易であること。

8. その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(3) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合には、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

図1 「ネットワーク概念図」

